

データヘルス計画とは

● 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働大臣告示・平成28年改正）

第四 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

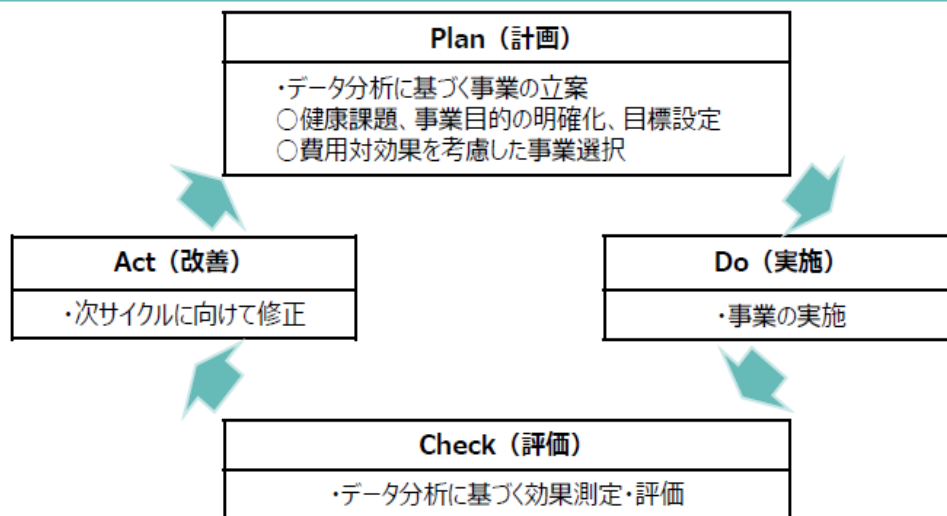
保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

⇒ 第1期データヘルス計画（H27～29年度）から、**全健保組合・全協会けんぽ支部で計画を策定。**
第2期データヘルス計画（H30～R5年度）では、本格稼働としてさらなる質の向上を目指して実施。

「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

ねらい：「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時に図る。



データヘルス計画のスケジュール

